

発議第9号

飯高地域の風力発電所建設計画反対に関する意見書について

飯高地域の風力発電所建設計画反対に関する意見書を次のとおり提出する。

令和4年10月19日 提出

松阪市議会議員 中 村 誠
松 岡 恒 雄
坂 口 秀 夫

飯高地域の風力発電所建設計画反対に関する意見書

令和3年7月30日に合同会社三重松阪蓮ウィンドファーム 代表社員 リニューアブル・ジャパン株式会社 職務執行者 眞邊勝仁（リニューアブル・ジャパン株式会社 代表取締役）により、突然、飯高地域における風力発電所建設計画に係る（仮称）三重松阪蓮ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書が示され、縦覧は同年8月30日に終了し2007通の住民意見が提出された。

その後、当該計画の事業実施区域の各住民自治協議会が、同年8月17日に当該事業者宛てに当該計画により地域に発生することが懸念される事項等を通知するとともに地元説明会を開催するよう要望したところ、期間をおいて11月5日より7日にかけて令和4年5月21日の計5回、地元住民への事業説明会があった。

その事業概要は、陸上風力発電で国内最大規模であり、1基4200キロワットから5500キロワット級の高さ144～183mの風力発電機を最大60基設置する計画で、事業実施区域内には香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園、室生赤目青山国定公園、大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークを配し、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の政令指定種等の希少な野生動植物等が生息する生態系の存続する地域であり、一級河川櫛田川の源流部に位置している。当該計画により次の事項が懸念される。

①自然環境の破壊・景観の破壊等、②健康被害・暮らしへの影響の危惧、③災害発生・残土処理問題、④地域社会の持続可能性の損失等である。

天然記念物や希少野生動植物などの多様な生態系を有する地域の自然環境の破壊が懸念され、鳥獣保護の観点からは「バードストライク」の発生事例が避けられず、また、高さ200メートル近い風力発電機が広大な地域の山々に林立するさまは、自然公園の特色である山並みの景観を破壊する。加えて、不規則に変化するブレードの回転騒音、それに伴う低周波音の影響や回転するブレードの影の影響（シャドーフリッカー）が、この山々の麓に住居する市民の健康被害につながる。

当該計画は、山々に生息する野生鳥獣にも影響し、自然環境の変化によりその生息地を追われ、今まで以上に山麓に獣害を発生させ住民の生活を脅かすこととなる。

そして、地域住民が最も不安とする点は、この地域の山々は中央構造線の破砕帯に位置し、非常に崩れやすい地質であることである。崩れやすい山の尾根を開発することにより、水脈循環が激変し、至る所で土砂崩れが発生する恐れがあり、防災の観点からも当該事業計画は極めて危険なものである。土砂崩れが起きれば、生命や財産が危険にさらされるほか、生活に必要な水道水源が失われて長期にわたる断水が発生する恐れもあり、下流域への影響も計り知れない。

事業説明会では、当該計画には「防災対策」が一切考慮されていないことが判明し、地域の住民にとって大きな不安材料となった。

発電所建設工事に伴う広範囲の森林伐採では「二酸化炭素の吸収源の大幅減少」という皮肉な事態を生み、それとともに発生する多量の残土処理による災害発生の懸念も明確な方策が示されておらず、昭和34年の伊勢湾台風のときの災害を経験した地域住民の不安は払拭されていない。

建てる場所があるなら風力発電機を1基でも多くといった発想の企業利益を最優先する事業であり、一企業の利益のために先代から受け継いできた自然環境やすばらしい人や自然に囲まれた生活環境を犠牲にする風力発電事業の社会的必要性や社会的価値は見当たらない。価値ある自然環境を失い、土砂災害のリスクを負うのは、市民である。

令和3年12月7日には、「三重松阪蓮ウィンドファームの建設中止を求める通知書」を住民自治協議会から事業者へ提出し、事業範囲や基数の変更などが行われても、一切認めないことを通知するとともに、即時に当該事業計画を白紙撤回し、計画段階環境配慮書を自主的に取り下げるよう求めた。

また、令和4年2月に地域住民の一番心配なことや疑義等を集約した「質問状」を事業者へ提出したが、その1か月後に事業者より「質問状には回答しない」との回答があった。

そのような中、令和4年5月20日、この風力発電計画の中止を求める3万6675筆の署名を添えた要望書を松阪市長と三重県知事に提出し、計画の中止を事業者へ指導するよう求めた。

よって、国、県においては、市民が安心して暮らせる環境を守るため、地域住民の意見を尊重し、理解の得られない風力発電計画は一基たりとも認めることがないよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

1. 事業者（合同会社三重松阪蓮ウィンドファーム 代表社員 眞邊勝仁氏「リニューアブル・ジャパン株式会社 代表取締役」）による（仮称）三重松阪蓮ウィンドファーム発電所事業計画に反対し、地域住民の合意なしに事業を進めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月19日

三重県松阪市議会議長 山本 芳 敬